

旭川市民生委員推薦会について

1 構成

- ・委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。（民生委員法第 8 条第 2 項）
- ・旭川市民生委員推薦会の委員の定数は 6 人とする。（民生委員法施行細則第 2 条）
- ・委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。（民生委員法施行細則第 2 条第 2 項）
 - 1 民生委員
 - 2 社会福祉事業の実施に関係のある者
 - 3 本市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
 - 4 教育に関係のある者
 - 5 関係行政機関の職員
 - 6 学識経験のある者
- ・委員は、再任されることができる。（民生委員法施行細則第 2 条第 3 項）
- ・民生委員推薦会には委員長一人を置く。委員長は委員の互選とする。（民生委員法第 8 条第 3 項）
- ・委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。（民生委員法施行令第 2 条第 2 項）

2 任期

- ・民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。（民生委員法施行令第 1 条第 1 項）
- ・旭川市民生委員推薦会の任期は、3 年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。（民生委員法施行令第 1 条第 2 項）

3 開会・採決

- ・民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。（民生委員法施行令第 4 条）
- ・民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。（民生委員法施行令第 5 条）

4 推薦基準

平成 28 年 2 月 10 日に推薦会で決定した「旭川市民生委員児童委員候補者推薦要領及び旭川市主任児童委員候補者推薦要領」の基準に基づいて候補者の推薦についての審議を行う。

※ 12 月 1 日の一斉改選に伴う審議からは、平成 31 年 2 月 19 日に推薦会で決定した「旭川市民生委員児童委員候補者推薦要領及び旭川市主任児童委員候補者推薦要領」の基準に基づいて候補者の推薦についての審議を行う。